

案件名称	令和8年度 住之江区役所庁舎から排出する産業廃棄物 (粗大ごみ等)収集・運搬及び処分業務委託(概算契約)
------	---

仕様書

大阪市 住之江区役所

1 案件名称

令和8年度 住之江区役所庁舎から排出する産業廃棄物(粗大ごみ等)収集・運搬及び処分業務委託(概算契約)

2 概要

本業務は、住之江区役所(以下、「発注者」という)が指示する収集場所から産業廃棄物を収集したのち、処理施設へ運搬し処分するものである。なお、「特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)(以下「家電リサイクル法」という)対象家電(廃冷蔵庫)については、指定引取場所への収集運搬のみとする。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」「(以下「法」という。)、家電リサイクル法、その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 排出事業者

本業務における排出事業者は住之江区役所とする。

5 履行期間

契約締結日から令和8年 11月 30 日(月)までとする。

6 業務内容

(1) 産業廃棄物の種類

ア 収集運搬及び処分を行う産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

混合物 3,000 kg

① 収集・運搬及び処分する産業廃棄物の種類

・「廃プラスチック類」「木くず」「繊維くず」「ゴムくず」「金属くず」「ガラスくず」

② 収集・運搬及び処分する産業廃棄物の内容

・別紙1「廃棄予定物品一覧」を参照

(区役所業務に伴って発生する産業廃棄物 ただし、区役所に設置されているゴミ箱により回収された、ビン、缶、ペットボトル、プラスチックは除く)

※上記数量は概算であるため増減する可能性がある。

イ 指定引取場所へ収集運搬を行う産業廃棄物(家電リサイクル法対象家電)の種類、数量は次のとおりとする。

廃冷蔵庫(3台) 186kg

① 収集・運搬する家電リサイクル法対象家電の種類

・「冷蔵庫・冷凍庫」

② 収集・運搬する家電リサイクル法対象家電の内容

・別紙2「家電リサイクル法対象家電一覧」を参照

(2) 収集場所

住之江区役所 北側(大阪市住之江区御崎3丁目1番17号)【詳細は別紙3のとおり】

(3) 収集時間

原則9時から17時30分までとする。(別途指示する場合がある。)

(4) 収集方法

・産業廃棄物の収集方法

原則としてコンテナを設置して回収することとする。コンテナは、令和8年10月19日(月)13:00までに区役所北側(別紙3のとおり)への設置を完了すること。また、その後のコンテナの入替等は、その都度発注者と調整を行うこと。

住之江区役所職員が令和8年10月19日(月)13:00から同年10月30日(金)17:30までに廃棄物収集予定場所へ搬入する。

・回収日

廃棄物の回収について、令和8年11月2日(月)17:30までに随時行うこと。

(5) 処分方法

関係法令を遵守の上、可能な限り再資源化を図ること。

7 提出書類

(1) 受注者は、産業廃棄物を収集運搬及び処分できることを示すものとして、次に示す事項について別紙4に記載すること。

ア 事業の範囲

イ 処分する場所の所在地

ウ 処分方法

エ 施設の処理能力

オ 最終処分又は再生する事業所の名称、所在地、処分方法、処理能力

(2) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。

(3) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の書類を提出し、発注者の承認を得ること。

(4) 受注者は、本業務終了後直ちに業務実施報告書を作成し、発注者へ提出すること。

(5) 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

8 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は別紙4記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証(積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。)及び産業廃棄物処分業許可証(以下「許可証」という。)の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

9 運搬の最終目的地

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物を、受注者の指定する最終目的地へ搬入すること。

10 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から処分を委託された産業廃棄物を許可証のとおり処分すること。

11 収集運搬過程における積替え保管

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物の積替え保管を行うことはできない。

12 電子情報処理組織(電子マニフェストシステム)の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(ホームページアドレス:<https://www.jwnet.or.jp>)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェストの使用)により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

13 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 排出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。
- (4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設(構造物、機器等)に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
- (5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。

14 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第 16 条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断 等
 - イ 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務(最終処分は除く)ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合には、この限りではない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあつては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあつては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があつたときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に

限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第2項及び第 16 条の 2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

15 経費の負担

本業務にかかる費用の一切は、受注者の負担とする。

16 概算契約

本業務の数量は概算であり、発注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細(別紙5)の単価へ履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

17 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

18 適正処理に必要な情報

- (1) 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要となる情報を、次のとおり受注者へ提供する。

産業廃棄物の発生工程	区役所業務による発生
産業廃棄物の性状及び荷姿	収集時の現状
通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化	無
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	無
産業廃棄物が廃パーソナルコンピューター、廃ユニット型エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機である場合には、JIS C0950 号に規定する有害物質(鉛等 6 物質)の含有マーク表示に関する事項	無(2006 年以前に製造された冷蔵庫であり、含有マーク表示制度の対象外)
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	無
その他取扱いの注意事項	各関係法令を遵守すること。

- (2) 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正処理に必要な情報を書面で受注者に提供する。

- (3) 発注者は、上記(1)及び(2)の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で受注者に通知する。

19 委託契約を解除した場合の収集運搬又は処分されない産業廃棄物の取扱い

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者の責めに帰する理由により契約を解除した場合において、受注者のもとに、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬又は処分が未だに完了していないものがあるときは、発注者が別途契約した者が収集運搬及び処分を行うものとする。

イ 上記アの場合、産業廃棄物の引き渡しに協力しなければならない。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

発注者の責めに帰する理由により契約を解除した場合において、受注者のもとに、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分が未だに完了していないものがあるときは、収集運搬及び処分の方法や期限を発注者と協議の上定めることとする。

20 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

21 その他

(1) 見積書提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。

契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

(3) 本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両とすること。

22 事業担当

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

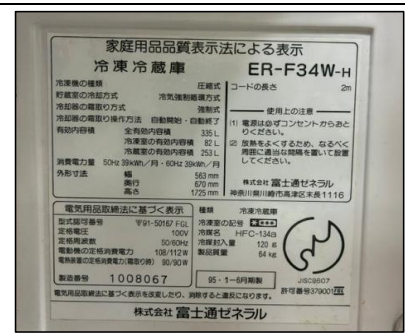
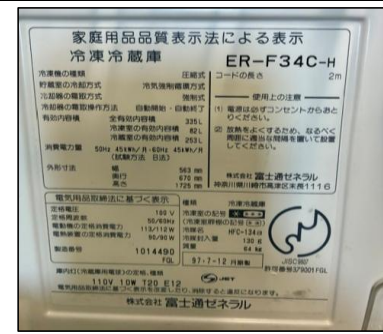
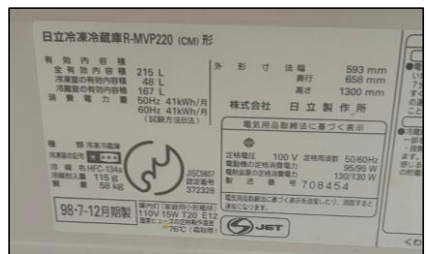
住之江区役所総務課（総務） 担当：大森・佐藤

電話：06-6682-9626 FAX：06-6686-2040

粗大ごみ名称	数量	大きさ	素材	粗大ごみ詳細(写真等)
パイプ椅子	126	縦10cm × 横45cm × 高さ95cm 重さ: 4.5kg × 126	金属(スチールパイプ)	
スピーカー	2	縦41cm × 横47cm × 高さ106cm 重さ: 25kg × 2	混合物	
着ぐるみ(頭部)	1	縦109cm × 横110cm × 高さ80cm 重さ: 8kg	混合物	
アクリル板	13	縦60cm × 横90cm × 厚さ0.3cm 重さ: 2kg × 13	廃プラスチック類	
町名案内図パネル	2	縦117cm × 横230cm × 厚み0.5cm 重さ: 10kg × 2	樹脂強化アルミ合板	
街区案内板パネル	4	縦117cm × 横117cm × 厚み0.5cm 重さ: 10kg × 4	樹脂強化アルミ合板	
キャスター付きラック	2	縦70cm × 横30cm × 奥行34cm 重さ: 5kg × 2	金属・プラスチック	
ビニールシート	1	縦50cm × 横50cm 重さ: 1kg	ビニール	ゴミ袋に収納
タイルカーペット	1	縦50cm × 横50cm 重さ: 20kg	ポリプロピレン	ゴミ袋に収納
仕切りビニールカーテン	1	縦50cm × 横50cm 重さ: 10kg	ビニール	ゴミ袋に収納
スチールワゴン	2	縦60cm × 横50cm × 高さ60cm 重さ: 20kg × 2	スチール	
レターケース	10	縦45cm × 横32cm × 高さ25cm 重さ: 3kg × 10	プラスチック	
レターケース	10	縦45cm × 横32cm × 高さ25cm 重さ: 5kg × 10	スチール	
スチール棚	2	縦30cm × 横120cm × 高さ120cm 重さ: 10kg × 2	スチール	
パネル	15	縦90cm × 横60cm × 高さ1cm 重さ: 5kg × 15	プラスチック	
パネルたて	2	幅55cm × 高さ110cm 重さ: 5kg × 2	ステンレス	
本棚	1	縦30cm × 横45cm × 高さ30cm 重さ: 8kg	ステンレス	

粗大ごみ名称	数量	大きさ	素材	粗大ごみ詳細(写真等)
番号発券機	1	縦34cm×横23cm×高さ9cm 重さ:6.6kg	混合物	
血圧測定器	1	縦21cm×横16cm×高さ21.5cm 重さ:2kg	混合物	
体重計	1	縦24cm×横31cm×高さ3cm 重さ:2kg	混合物	
乳児用体重計	1	縦50cm×横52cm×高さ73cm 重さ:23kg	混合物	
長机(キャスター付き)	4	縦45cm×横180cm×高さ90cm 重さ:30kg×4	混合物	
ロッカー	1	縦50cm×横32cm×高さ180cm 重さ:30kg	スチール	
両開きスチール書庫①	2	縦40cm×横90cm×高さ90cm 重さ:35kg×2	スチール	
両開きスチール書庫②	2	縦40cm×横70cm×高さ90cm 重さ:25kg×2	スチール	
ラックフレーム	1	縦25cm×横55cm×高さ20cm 重さ:5kg	スチール	
ファイルワゴン	1	縦45cm×横60cm×高さ85cm 重さ:15kg	混合物	
オフィス用チェア①	12	縦50cm×横60cm×高さ90cm 重さ:12kg×12	混合物	
オフィス用チェア②	25	縦60cm×横70cm×高さ95cm 重さ:16kg×25	混合物	
オフィス用デスク	6	縦70cm×横70cm×高さ110cm 重さ:40kg×6	スチール	
デスクサイドワゴン	6	縦55cm×横40cm×高さ60cm 重さ:20kg×6	スチール	
デスク下ワゴン	3	縦20cm×横55cm×高さ60cm 重さ:15kg×3	スチール	
スチールワゴン(8段)	1	縦45cm×横40cm×高さ90cm 重さ:35kg	スチール	
スチール書庫(3段)	1	縦45cm×横120cm×高さ90cm 重さ:60kg	スチール	
スチール書庫(スライドドア)	4	縦40cm×横90cm×高さ90cm 重さ:50kg×4	スチール	
スチール書庫(ガラス扉)	1	縦50cm×横105cm×高さ90cm 重さ:60kg	スチール、ガラス	
ソファ①	2	縦57cm×横170cm×高さ70cm 重さ:30kg×2	混合物	

粗大ごみ名称	数量	大きさ	素材	粗大ごみ詳細(写真等)
ソファ②	1	縦57cm×横120cm×高さ70cm 重さ:25kg	混合物	
衣装かけ(丸型)	1	高さ170cm×直径45cm 重さ:15kg	スチール	
パーティション①	1	縦6cm×横90cm×高さ150cm 重さ:18kg	混合物	
パーティション②	1	縦4cm×横105cm×高さ190cm 重さ:20kg	混合物	
パーティション③	1	縦4cm×横90cm×高さ190cm 重さ:18kg	混合物	
スチールロッカー	1	縦35cm×横90cm×高さ180cm 重さ:70kg	スチール	
使用済みトナーカートリッジ	—	90Lのゴミ袋6袋分 重さ:60kg	廃プラスチック類	
自転車	11	縦50cm×横180cm×高さ100cm 重さ:20kg×11	混合物	
電動自転車	3	縦50cm×横180cm×高さ100cm 重さ:25kg×3	混合物	本体のみ(バッテリーなし)

番号	粗大ごみ名称	数量	大きさ
1 冷蔵庫①		1	メーカー: 富士通ゼネラル 型番: ER-F34W-H 外寸: 幅563mm × 奥行670mm × 高さ1725mm 重量: 64kg 
2 冷蔵庫②		1	メーカー: 富士通ゼネラル 型番: ER-F34C-H 外寸: 幅563mm × 奥行670mm × 高さ1725mm 重量: 64kg 
3 冷蔵庫③		1	メーカー: 日立製作所 型番: R-MVP220 外寸: 幅563mm × 奥行658mm × 高さ1300mm 重量: 58kg 

庁舎平面図
住之江区役所

別紙3



西門

東門



庁舎

正面玄関

花壇

花壇

駐車場

駐輪場

正門

事業用
自転車置場

倉庫

倉庫

事業用
自転車置場

控室

車庫及び倉庫

設備機器置場

ゴミ
置場

北側出入口

ドライ
エリア

ドライ
エリア

コンテナ設置
廃棄物収集予定

約7m

倉庫

1 収集運搬に関する事業範囲
(積み込み場所)

許可都道府県・政令市: _____

許可の有効期限: _____

事業範囲: _____

許可の条件: _____

許可番号: _____

(積下ろし場所)※家電リサイクル法対象家電以外

許可都道府県・政令市: _____

許可の有効期限: _____

事業範囲: _____

許可の条件: _____

許可番号: _____

(積下ろし場所)※家電リサイクル法対象家電

許可都道府県・政令市: _____

許可の有効期限: _____

事業範囲: _____

許可の条件: _____

許可番号: _____

2 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市 : _____

許可の有効期限 : _____

事業区分 : _____

産業廃棄物の種類 : _____

許可の条件 : _____

許可番号 : _____

3 処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

事業場の名称 : _____

所在地 : _____

処分又は再生の方法 : _____

施設の処理能力 : _____

4 最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

(前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要)

最終処分先の 番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	最終処分を行う 事業場の名称	所在地	処分方法	施設の 処理能力

5 再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の再生(予定)を次のとおりとする。

再生先の 番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	再生を行う 事業場の名称	所在地	再生方法	施設の 処理能力

概算契約の内訳明細

別紙 5

種別	数量 単位：k g	単価 単位：円／k g	金額 単位:円(※)	
廃プラスチック類（全 般）・木くず・金属く ず・ガラスくず等	3，000			… (1)
家電リサイクル法対象家電にかかる収集運搬業務委託料(税抜)				… (2)
業務委託料総額（税抜）				… (1) + (2)
消費税及び地方消費税相当額（10％）				… (3)
業務委託料総額（税込）				… (1) + (2) + (3)

※ 数量及び金額は概算であり、発注者の都合により増減することがある。

※ 種別ごとの金額は、数量に単価を乗じて算出すること。なお、この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電話：06-6615-7965

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：06-6682-9625）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（１）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第３項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第 3 項及び第 4 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。